

## 低カリウム血症に対する高濃度注射カリウム製剤の使用に関する情報公開について

医薬品等は、医薬品医療機器等法に基づいて厚生労働省が承認した方法で使用することが求められます。しかし、治療の必要上、承認内容とは必ずしも一致しない方法で使用することがあります。当院では、このような薬剤に関しては、病院内の会議において使用の必要性・有効性・安全性等について問題がないか審議を行い、承認された上で使用することとしています。

医薬品の使用に際して、厚生労働省が承認した方法と異なる場合は、通常、医療者から説明を行い、同意を得ることを原則としています。しかし、科学的に相当の根拠があり、倫理的な問題が極めて少なく、患者さんに有益であると考えられる際は、病院内の会議（倫理審査委員会、医療安全管理委員会）で審議し、承認したうえで使用することとしています。また、説明・同意取得を例外的に簡略化し、病院ホームページ上に情報公開することにより実施しています。

内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、下記に記載された問い合わせ先までご確認ください。

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射カリウム製剤の使用
対象者	ICU、救命救急センター、救急外来、人工腎臓センター、手術室で治療を受けている患者
承認日	2024年12月13日
実施期間	承認後から永続的に使用
添付文書記載 (抜粋)	<b>【投与量】</b> カリウムイオンとして1日あたり 100mEq を超えない <b>【濃度】</b> カリウムイオン濃度として 1L あたり 40mEq 以下に希釈 <b>【速度】</b> 投与速度はカリウムイオンとして1時間あたり 20mEq を超えない
目的・概要	低カリウム血症に対する治療は通常内服薬でカリウムの補充を行いますが、重度の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、上記のような使用方法とすることが定められています。しかし、臨床現場においては輸液量を制限する必要がある場合や、急な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。当院では、ICU、救命救急センター、救急外来、人工腎臓センター、手術室においてカリウム製剤の添付文書に記載された使用方法を超える濃度、速度、投与量での使用を認めています。その際は、中心静脈等の適切な経路から投与し、投与の際は頻回の血液検査とモニタリングを行います。
予想される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがありますが、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用法、内服薬へ変更致します。なお、使用する場合は、以下の事項を遵守すると定めています。投与中は定期的なモニタリング（心電図モニター、血液検査、血液ガス分析など）を行い、高カリウム血症となっていないかを随時確認します。
問い合わせ先	広島市民病院 各診療科医師 <a href="tel:082-221-2291">TEL:082-221-2291</a> (代表)